

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示 ページ
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課) 1

告 示

高知県告示第147号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和8年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称
佐川町
- 事業の種類
佐川町観光駐車場（仮称）整備事業
- 起業地
(1) 収用の部分
高岡郡佐川町字東町地内
(2) 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
令和8年2月10日に佐川町から申請があった佐川町観光駐車場（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、佐川町観光駐車場（仮称）（以下「新駐車場」という。）を新たに整備するものである。
新駐車場は、土地収用法第3条第1号に掲げる「駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場」に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である佐川町は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要

件を充足すると判断される。

- 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
現在の観光駐車場（以下「旧駐車場」という。）は、佐川町の観光の起点として重要かつ不可欠な施設であるが、町が民有地を借り上げて運営しているため、借地契約の更新が不調となるおそれや地価変動等に伴う借地料の負担増加といった不安定要因を恒久的に抱えている。
また、旧駐車場は、北西部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第8条第2号に規定する車路の幅員の基準を満たしていない箇所があり、加えて、旧駐車場から町道へ出る際等に接触事故未遂が発生していること等を受け、町は駐車枠の引き直しによる車路の確保及びカーブミラーの設置等の安全性向上のための対策を講じる必要があるが、借地のため施工を行うことができていない。

これらの状況の中、令和5年に連続テレビ小説『らんまん』の放映を契機として観光入込客数が令和4年度の延べ約10万9,000人から令和5年度には延べ約74万人へと急増し、放映終了後も延べ50万人を超える状況にあり、町の中心市街である上町地区に存する旧駐車場は、観光シーズンやイベント開催時には満車となっている。

さらに、令和8年3月31日に旧駐車場の借地契約が満了を迎えることから、再契約が困難となった場合に観光客の受け入れが著しく制限され、町内観光施設への来訪者が駐車場を確保することができないおそれもあるため、令和8年4月1日以降も継続して観光客の受け入れ体制を維持するためには、空白期間なくその代替となる観光駐車場の整備が必要である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、町が起業地を含む駐車場施設を取得し、新駐車場を整備するものである。

本件事業の完成により、公共施設としての長期的かつ安定的な運営及び町の責任及び裁量のもとで適切に整備及び維持管理を行うことが可能となる。また、新たに駐車枠を引き直し、観光案内看板及びカーブミラーを設置することにより、観光駐車場の利便性、回遊性及び安全性の向上にも寄与し、歴史的町並みの保全及び交流人口の拡大並びに地域全体の持続的な発展につながることを期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である佐川町が現地調査を行った結果、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条

例第78号）の定めにより、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、生息又は生育は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合は、適切な措置を講ずることとしている。

埋蔵文化財については、佐川町教育委員会に問合せを行った結果、起業地内に史跡、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、存在が確認された場合は、佐川町教育委員会に報告し、適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、佐川町は、本件事業の施行において、起業地の周辺環境に及ぼす影響は極めて少ないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地として、観光駐車場としての機能が効果的に発揮されるよう、主要観光施設が複数集まるエリアとの距離が近く、かつ、事業に必要な一団の土地を確保することができる場所で3候補地を選定した上で、利便性、経済性及び周辺環境等あらゆる角度から適地性について比較検討した結果、他の2候補地と比較して最適地であると判断される。

このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、旧駐車場が駐車場法施行令第8条第2号に規定する車路の幅員の基準を満たしていないこと及び旧駐車場から町道へ出る際に接触事故が発生するおそれがあること並びに旧駐車場が令和8年3月31日で借地契約期間の満了を迎えること

から、早期の施設整備が望まれる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
佐川町役場まちづくり推進課